

館林市**空き家利活用助成金**

空き家バンクに登録された空き家を購入又は賃貸借を行うか
たに助成を行います。

助成内容

資金名	限度額
市内在住で 空き家を購入するかた	30万円
市への転入者で 空き家を購入するかた	50万円
市内在住で 空き家を賃借するかた	1か月の家賃の3分の1 (上限2万円)(最長12か月)
転入者で 空き家を賃借するかた	1か月の家賃の2分の1 (上限4万円)(最長12か月)
空き家を賃貸するかた (市内・市外在住共通)	5万円

対象の空き家

- ・館林市空き家バンクに登録された個人所有の空き家

助成対象者

次の（１）から（４）のいずれにも該当するかた

（１）次のいずれかに該当するかた

- 助成対象空き家を購入し（転入者にあつては、１年以上本市に居住していないかた）２年以上居住するかた
- 助成対象空き家を賃借し（転入者にあつては、１年以上本市に居住していないかた）２年以上居住するかた
- 助成対象空き家を賃貸したかた

（２）空き家情報登録制度を利用して助成対象空き家を購入又は賃貸借したかた

（３）市税の滞納がないかた

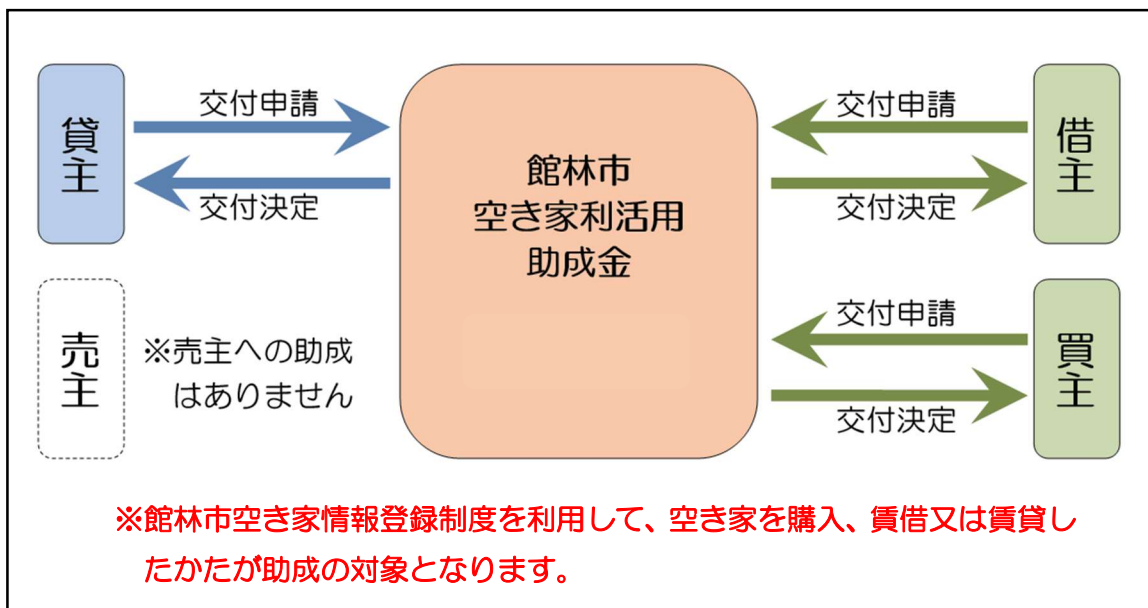
（４）館林市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等でないかた

（５）過去に本助成金の交付を受けていないかた

申請から交付までのながれ

- （１）申請書及び添付書類により申請
- （２）交付決定通知書により通知
- （３）請求書により助成金の交付を請求
- （４）報告書提出（※賃借助成金のみ）
- （５）助成金交付

空き家利活用助成金のイメージ



手続き手順

…申請者

…市

相談
申請書配布

- 事前に市役所 **企画課** へご相談ください。
- 申請に必要な書類は、ホームページ又は企画課窓口にあります。

ご 注 意

館林市空き家バンクを利用して、
空き家を購入、賃借又は賃貸したかたが
助成の対象となります。

交付申請

- 下の枠内の書類を揃えて、**企画課** へ直接提出してください。

【空き家利活用助成金交付申請に必要な書類】

- ①館林市空き家利活用助成金交付申請書(市**企画課**の指定用紙)
- ②添付書類
 - (1) 購入助成金
 - ア 助成対象者の住民票
 - イ 土地及び建物登記事項証明書
 - ウ 売買契約書の写し
 - エ 誓約書(別記様式第2号)
 - (2) 賃借助成金
 - ア 助成対象者の住民票
 - イ 賃貸借契約書の写し
 - ウ 誓約書(別記様式第2号)
 - (3) 賃貸人成約助成金 賃貸借契約書の写し

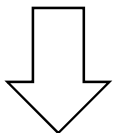
書類審査等

助成金
交付決定

- 市から館林市空き家利活用助成金交付決定通知書を発行します。

次ページへ

前ページからの続き



助成金請求

- 下の枠内の書類を揃えて、企画課へ直接提出してください。

【空き家利活用助成金請求に必要な書類】

- ①館林市空き家利活用助成金請求書（市企画課の指定用紙）
※購入助成金及び賃貸人成約助成金の場合は、交付決定後に提出
※賃借助成金の場合は、当該年度分の助成対象となる全賃借料の支払い後に提出

<以下賃借助成金のみ>

- ②各種領収書の写し又はそれを証明できる書類の写し
- ③当該賃貸借契約満了時に、「館林市空き家成約物件報告書」を提出

助成金交付

※交付決定内容を変更する場合は、

「館林市空き家利活用助成金交付変更申請書」（市企画課の指定用紙）を提出してください。

※空き家の利活用を中止する必要がある場合は、

「館林市空き家利活用助成金交付取止め届」（市企画課の指定用紙）を提出してください。

問い合わせ先

館林市役所 企画課 政策推進係
0276-72-4111（内線332）